

※平成 30 年度の入札選定方法は本内容ではなく、平成 30 年度入札説明会において提示します。

参考資料 3

平成 28 年 12 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部
(改定日：平成 28 年 12 月 28 日)

プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

I. 再商品化事業者の選定方法

1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

なお、引き渡し申込量の多い保管施設は、複数の再商品化事業者が落札する場合がある。

2. 再商品化事業者の落札可能量 (資料 4 参照)

一般枠 (札)：一般落札可能量＝査定値

優先枠 (札)：優先落札可能量＝査定値×総合的評価得点率^{※1}

※1 「総合的評価得点率」とは総合的評価を 100 点満点とした時の得点率であり、
(例えば、70 点が満点である年の場合は、
総合的評価得点率＝(総合的評価の得点) / 70 となる。)

(なお、総合的評価得点率が低い場合は、優先落札可能量＝0 となる仕組みの導入を H30 入札より開始する。)

さらに、優先落札可能量は以下の 2 区分に分けられる。

ただし、入札フダは優先フダ 1 種類のみであることに留意。

安定枠落札可能量＝優先落札可能量×2/3×係数 C^{※2}

効率化枠落札可能量＝優先落札可能量－安定枠落札可能量

※2 係数 C：年度毎に定められる定数

3. 材料リサイクル優先 (枠) 量 (以下；優先量という)

入札選定にあたって、優先材料リサイクル事業者の優先札によって落札できる総量は、市町村申込量の 50%とする。

4. 入札フダの種類と入札

入札フダは、優先材料リサイクル事業者による優先フダ、および他の全事業者による一般フダの2種類とする。

なお、優先事業者は優先を辞退し、一般フダで入札することを選択できる。ただし、選択できるフダはどちらか一方のみに限られる。優先フダの入札、一般フダによる入札は全て、同時に行われる。なお、同一保管施設に対しては、各事業者1枚の入札に限られる。

5. 入札上限値/下限値の設定

入札での上限値を設定し、それを越える入札フダは入札選定において除外する。加えて、優先フダについては、下限値を設定し、それを下回る入札フダは入札選定において除外することとする。

6. 入札選定

(1) 第1ステップ（入札フダの振り分けとソート）

- ・全入札フダは保管施設毎に振り分けられる。
- ・各保管施設への入札フダは優先フダと一般フダに分けられ、それぞれのグループで入札額が低い順に並べ替えられる（ソート）。
- ・それぞれのグループで最も安価なフダを1番フダ（以下2, 3・・・番フダ）と言う。

(2) 第2ステップ（単数入札）

保管施設にフダが一枚しか入っていない場合は、この入札が落札する。

(3) 第3ステップ（(優先) 安定枠の落札）

- ①保管施設毎に各保管施設での優先フダ中の1番フダどうしを比べ入札価格が最も安い再商品化事業者を第1落札者とする。なお、第1落札者の落札量が当該保管施設の引き渡し申込量を下回った場合でも安定枠における落札は第1落札者のみとする。
- ②落札後は落札された保管施設の（申込み）量から落札量を減じ、その結果をその保管施設の量に改訂する。同じく、落札した事業者の安定枠落札可能量から落札した量を減じ、その結果をその事業者の安定枠落札可能量と改める。
各保管施設での1番フダとなった事業者の落札可能量が0となった場合は、2番フダを1番フダに昇格させておく。
- ③落札した量をこれまでに落札した総量（全応札者分）に加算する。
総量が安定枠量に達したら（もしくは、落札されるべき保管施設への1番フダがすべて無効（応札者の落札可能量が既に0となっている等）の場合は、⑤へ

④②の操作結果を反映し、再度 →①へ

⑤このステップを終了し、次ステップへ。

(4) 第4ステップ ((優先) 効率化枠の落札＝優先枠残の落札)

※第2, 3ステップで、全部あるいは一部が落札されなかった保管施設が対象

⑥保管施設毎に各保管施設での優先フダ中の1番フダどうしを比べ入札価格が最も安い再商品化事業者を第1落札者とする。なお、第1落札者の落札量が当該保管施設の引き渡し申込量を下回った場合でも効率化枠における落札は第1落札者のみとする。

⑦落札後は落札された保管施設の量から落札量を減じ、その結果をその保管施設の量に改訂する。同じく、落札した事業者の効率化枠落札可能量から落札した量を減じ、その結果をその事業者の効率化枠落札可能量と改める。

各保管施設での1番フダとなった事業者の落札可能量が0となった場合は、2番フダを1番フダに昇格させておく。

⑧落札した量をこれまでに落札した総量(全応札者分)に加算する。

総量が優先枠量に達したら(もしくは、落札されるべき保管施設への1番フダがすべて無効(応札者の落札可能量が既に0となっている等)の場合)⑩へ。

⑨⑦の操作結果を反映し、再度 →⑥へ

⑩このステップを終了し、次ステップへ。

(5) 第5ステップ (一般枠の落札)

※第4ステップまでに全部あるいは一部が落札されなかった保管施設が対象

⑪各保管施設での一般フダの1番フダどうしを比べ、最も安価なフダを落札させる。以下、優先枠と同様の手順(「優先、安定、効率化」等を「一般」と読み替える)で落札者を決定する。なお、一般枠では第1落札者の落札量が当該保管施設の引き渡し申込量を下回った場合は、第2落札者が残りの量を落札する。第2落札者でも引き渡し申し込み量に達しない場合は第3落札者以下、同様の手順を繰り返す。

7. 入札価格が同一の場合の取扱い等

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記A, B, Cの優先順位で落札事業者を決定する。

A. 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

B. 再商品化製品の販売価格が最も高いこと。

C. 再商品化率が高いこと。

(ただし、端数や当該事業者の落札可能量に出来るだけ近づける趣旨で、後順の札であっても落札することがある。)

8. 入札事業者がなかった、あるいは落札されなかった等の保管施設の扱い

入札事業者がなかった保管施設、第5ステップが終了しても落札者がなかった(または引取申込量の一部が落札されなかった)場合、および入札後に引き渡し申し込みを受けた保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。(ただし、入札対象量等により、上記手順が不相当と判断される場合には、このかぎりではない。)

9. 入札価格が不合理な入札フダの扱い

社会通念上問題とされる著しく不合理な価格/量の入札フダは入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて8. 記載の手順を適用して当該保管施設の落札事業者を決定する。

なお、「上限値」を超えるために除外されたフダでも、離島や著しく引取が困難と判断される場合は特採措置を執り、落札させることがある(ただし、弁護士等による外部監査を受けることとする)。

II. 選定結果の連絡方法

全入札事業者に対し、選定結果を平成29年2月下旬にReinsにて通知する。

また、同時に、保管施設ごとの落札状況をそれぞれの市町村にReinsにて通知する。

なお、保管施設ごとの全ての落札状況については、平成29年4月に当協会のホームページにて公表する。

以 上